

鶴岡市農業委員会第 12 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 3 年 1 1 月 1 1 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 2 0 5 会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 荻原 優太 3 番 坂東 陽水 4 番 丸山 成章 5 番 阿部 元成 6 番 吉住 喜之 7 番 大池 典子 8 番 石塚 治己 9 番 土岐 善久 10 番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1 番 須田 進二 2 番 原田 政幸 3 番 齋藤 潤子 4 番 齋藤 健一 5 番 阿部 隆 6 番 田澤 幸弘 7 番 榎本 勝 8 番 長谷川 浩之 9 番 菊地 勝三 10 番 野村 仁 11 番 佐藤 泰仁 12 番 佐藤 克久 13 番 本間 誠 14 番 五十嵐一浩 15 番 佐藤 宣夫
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	16 番 伊藤 貢 推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柊士 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後 1 時 3 0 分
議 長	本日の欠席届は 16 番 伊藤 貢 推進委員より提出されております。その他遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第 12 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。8 番 石塚 治己 委員、9 番 土岐 善久 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日より一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 農地法第4条の規定による届出について 報告第6号 農地法第5条の規定による届出について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて≫
	(説 明) ≪報告第4号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第5号 農地法第4条の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第6号 農地法第5条の規定による届出について≫
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	3条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 3番坂東陽水委員。
3 番 委 員	3番坂東です。先日の現地調査の報告をいたします。鶴24から鶴28まで全て農地法第3条第2項各号には該当せず問題ないことを報告します。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	(全員賛成)
議 長	<p>全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について≫

議 長	担当委員より現地調査の報告をお願いします。 12 番佐藤克久推進委員。
12 番 推 進 委 員	12 番推進委員佐藤です。8 日に坂東委員と鶴岡分室佐藤さんの 3 名で現地調査を行ってきました。鶴 12 寺田の案件ですが、寺田の住宅地内にある畑でした。受人の畑はありますが間に道路もあり転用しても問題ないことを確認してきました。 鶴 13 矢馳の案件ですが、矢馳の水田地帯にある畑でボーリング調査ということで 3 ヶ月のみということの問題ないことを確認してきました。 鶴 14 高坂の案件ですが、こちらは住宅が立ち並ぶ一角でした。転用しても問題ないことを確認してきました。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について》
議 長	この農用地利用集積計画 (案) については 11 月 9 日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定については原案通り決しました。 続きまして、議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について》
議 長	なお、この農用地利用集積計画 (案) についても 11 月 9 日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)

